市職員の給与などをお知らせします

職員の給与は、人事院勧告や他の地方公共団体との均衡を考慮して、条例で定められています。
令和７年度の市職員の給与等の状況について、その概要をお知らせします。

問い合わせ先　秘書課 人事係　☎２３－３９１５　Ⓕ２３－３９２０

1 職員の給与

令和７年度の人件費（普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和８年１月１日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	令和６年度の人件費率
5万5,543人	358億8,178万6千円	10億3,106万7千円	54億6,817万7千円	15.2%	15.8%

令和７年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数（A）	給与費				１人当たり給与費(B/A)	令和６年度１人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
422人	16億8,212万9千円	2億2,304万5千円	6億7,075万1千円	25億7,592万6千円	610万円	577万円

（注）・職員手当には退職手当を含みません。
・職員数は、令和７年４月１日現在の普通会計の人数で、全職員ではありません。
※普通会計とは、一般会計と特別会計のうち、公営企業等会計を除いた会計のことです。

職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額

（令和７年４月１日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	42.8歳	32万5,200円	38万118円
香川県	42.9歳	33万2,433円	42万2,306円
国	41.9歳	32万9,226円	－

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	56.2歳	35万4,400円	39万2,256円
香川県	54.7歳	32万2,687円	34万7,801円
国	51.3歳	29万4,567円	－

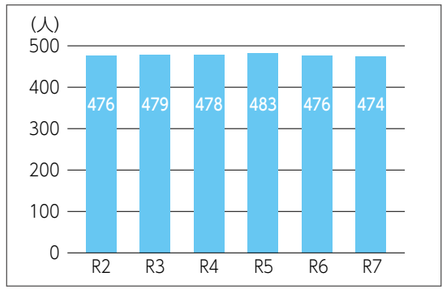
教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
観音寺市	38.8歳	30万200円	33万6,965円
香川県	41.6歳	36万6,616円	42万4,360円

平均給料月額
令和７年４月１日現在の職種ごとの職員の基本給を平均したもの

平均給与月額
給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を平均したもの

2 職員数の推移（全職員）



職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

（令和７年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	29万1,100円	36万2,800円	38万9,900 円	41万100円
	高校卒	－	－	32万5,100円	－

（注）「－」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

3 令和７年度の職員の手当

区分		観音寺市		香川県		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末手当・勤勉手当	６月期	1.2625月分	1.0625月分	1.2625月分	1.0625月分	市と同じ	
	12月期	1.2625月分	1.0625月分	1.2625月分	1.0625月分		
	計	2.525月分（1.425月分）	2.125月分（1.025月分）	2.525月分（1.425月分）	2.125月分（1.025月分）		
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		有		有	
	令和７年度１人当たり平均支給額	155万8千円		185万2千円		－	

（注）（　）内は、暫定再任用職員の支給割合です。

区分		観音寺市		国	
	（支給率）	自己都合	勧奨・定年	自己都合	応募認定・定年
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
	その他の加算措置	定年退職前加算措置（2～20%）		〃（2～45%）	

4 特別職の報酬など

（令和７年４月１日）

区分		給料月額等
給料	市　長	94万7,000円
	副市長	73万円
	教育長	65万1,000円
報酬	議　長	53万9,000円
	副議長	46万5,000円
	議　員	43万円
期末手当	市　長	（令和７年度支給割合） ６月期　1.75月分 12月期　1.75月分 計　3.50月分
	副市長	
	教育長	
	議　長	
	副議長	
	議　員	
退職手当	市　長	退職時の給料月額の420/100×勤続年数
	副市長	〃　300/100×勤続年数
	教育長	〃　220/100×勤続年数

5 職員数（令和７年４月１日現在）

部門別職員数の状況

（単位：人）

部門	区分		令和７年	対前年増減数
普通会計部門	一般行政部門	議　会	6	0
		総務企画	95	2
		税　務	28	2
		民　生	94	▲ 7
		衛　生	37	1
		労　働	1	0
		農林水産	20	0
		商　工	8	1
		土　木	27	▲ 3
		計	316	▲ 5
	教育部門		106	7
	消防部門		0	0
	小　計		422	2
公営企業等会計部門	水　道		13	▲ 1
	下水道		9	0
	交　通		0	0
	そ の 他		30	▲ 3
	小　計		52	▲ 4
合　計			474 [500]	▲ 2 [0]

（注）職員数は一般職に属する職員数です。
［　］内は、条例定数の合計です。

級別職員数等の状況

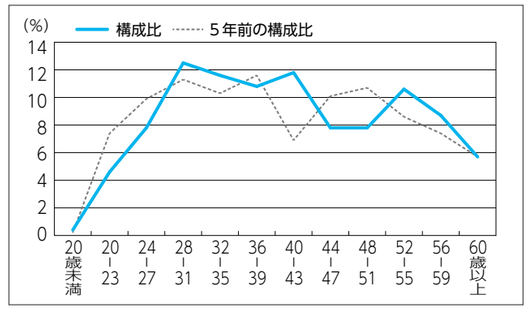
（令和７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事・技師	65人	13.7%
２級	主事・技師	98人	20.7%
３級	係長・主任	138人	29.1%
４級	主査	42人	8.9%
５級	課長補佐・副主幹	86人	18.1%
６級	課長・支所長・主幹	35人	7.4%
７級	部長	10人	2.1%
計		474人	100%

（注）観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

年齢別職員構成

（令和７年４月１日現在）



令和９年はたちの集い

対象者は、平成18年４月２日～平成19年４月１日に生まれた人です。

12月上旬に、市内に住所がある人へ案内状を送付します。

●**日時**　令和９年１月10日(日)
午後１時受け付け開始

●**場所**　ハイスタッフホール（観音寺市民会館）

●**内容**
恩師からのビデオメッセージ、記念式典など

●**案内状について**
・同封している受付用紙に必要事項を記入し、当日持参してください。
・案内状が届いていなくても、以前に市内の学校に通学していた人等は出席できます。市ホームページから案内受付用紙を印刷し、記入の上持参してください。

問い合わせ先
文化振興課　☎２３－３９４３　Ⓕ２３－３９５６



マンホールおまもりで合格祈願

マンホールは「丸い・落ちない・すべらない」ため、縁起が良いと言われています。受験シーズンを前に、合格祈願のお守りを配布します。

●**日時**　12月15日(火)午後４時～

●**場所**　市役所２階２０１会議室

●**配布数**　１３０人分（先着順・一人１個限り）

●**注意**
受験生およびその関係者以外の人はご遠慮ください。他の利用者に配慮し、30分以上前から並ばないようご協力をお願いします。

問い合わせ先
下水道課　☎２５－６８９０　Ⓕ２５－２４７９



あなたの大切な個人情報を守るために事前登録を

●**登録型本人通知制度とは**
事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●**事前登録ができる人**
市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

●**登録方法**
本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書など）を持参し、市民課または各支所で登録手続きをしてください。郵送による手続きや、マイナンバーカードを持っている人は市ホームページからオンラインによる手続きも可能です。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●**通知の対象となる証明書**
・住民票の写し（除票を含む）
・住民票の記載事項証明書
・戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
・戸籍の附票の写し（除票を含む）

●**交付の通知**
交付通知書には、次の４項目が記載されます。
①交付した日
②交付した証明書の種類
③交付枚数
④交付請求者の種別（本人等の代理人、それ以外の第三者）

問い合わせ先
市民課 市民係
☎２３－３９２４
Ⓕ２３－３９５９



12月３日～９日は「障害者週間」

障害者週間は、障がいや障がいのある人への関心と理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進する週間です。この機会に、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて取り組んでいきませんか。

問い合わせ先　社会福祉課 障がい者福祉係　☎２３－３９６３

障がい者を虐待から守りましょう

障がい者虐待は、家庭や施設、職場など、さまざまな場所や人間関係の中で起こります。虐待かどうか判断が難しい状態でも、気がかりなことがあれば、迷わず相談しましょう。

●**24時間相談受付**
障がい者虐待防止センター（社会福祉課内）
☎２３－３９６３
※夜間・休日は、守衛室に転送後、担当者に連絡します。

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや妊娠初期の人など、外見から分からなくても配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークを配布しています。

●**配布場所**
社会福祉課、各支所
香川県西讃保健福祉事務所



ひきこもり相談窓口

名　称	対　象	連　絡　先
香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」（高松市）	当事者 家族 関係者	☎087-804-5115
香川県西讃保健福祉事務所（坂本町）		☎２５－２０５２
市社会福祉課障がい者福祉係		☎２３－３９６３
freesiaの会（瀬戸町）	当事者 家族	☎090-1324-5288
支援センターウィズ（栄町）		☎２４－８１１１
香川県西部子ども相談センター（丸亀市）	18歳未満の子ども(本人、家族、学校の先生、地域の人など)	☎0877-24-3173
香川県教育センター（高松市）	おおむね18歳までの子どもと保護者や学校(園)関係者	☎087-813-0945

12月４日～10日は第78回人権週間／12月10日は世界人権デー

人権は、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利です。すべての人が個人として尊重される平和で豊かな社会を実現しましょう。

問い合わせ先　人権課　☎２３－３９２８

令和８年度啓発活動　年間強調事項

・女性の人権を守ろう
・こどもの人権を守ろう
・高齢者の人権を守ろう
・障がいを理由とする
　偏見や差別をなくそう　など18項目

みんなの人権１１０番

音声ガイダンスにより、相談内容に応じた振り分け機能が導入されています。

・女性の人権→１番　・高齢者の人権→２番
・障がい者の人権→３番　・その他の人権→４番
☎０５７０－００３－１１０

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による拉致などの問題に関心を持ち、認識を深めましょう。

出前講座で学びませんか

差別や人権侵害のない地域や職場づくりのため、自治会の会合や職場研修に、講師を無料で派遣します。